

量目公差が適用される「特定商品一覧」

	特定商品(政令で定める商品)	特定商品のうち密封した時に量目表示等が必要な商品	特定物象量	量目公差表	量目公差が適用される取引量の上限
1	精米及び精麦	すべて該当	質量	表(1)	25kg
2	豆類(未成熟のものを除く)及びあん、煮豆その他の豆類の加工品 (1)加工していないもの	(1)すべて該当	質量	表(1)	10kg
	(2)加工品	あん、煮豆、きなこ、ピーナッツ製品及び春雨	質量	表(1)	5kg
3	米粉、小麦粉その他の粉類	すべて該当	質量	表(1)	10kg
4	テンフン	すべて該当	質量	表(1)	5kg
5	野菜(未成熟の豆類を含む)及びその加工品(漬物以外の塩蔵野菜を除く) (1)生鮮のもの及び冷蔵したもの	(1)すべて非該当	質量	表(2)	10kg
	(2)缶詰め及び瓶詰め トマト加工品並びに野菜ジュース	(2)すべて該当	質量 体積	表(1) 表(3)	5kg 5ℓ
	(3)漬物(缶詰め及び瓶詰めを除く)及び冷凍食品(加工した野菜を凍結させ容器に入れ、又は包装したものに限り)	左に掲げるもの (らっきょう漬け以外の小切り又は細刻していない漬物を除く)	質量	表(2)	5kg
	(4) (2)又は(3)に掲げるもの以外の加工品	きのこの加工品及び乾燥野菜	質量	表(1)	5kg
6	果実及びその加工品(果実飲料原料を除く) (1)生鮮のもの及び冷蔵したもの	(1)すべて非該当	質量	表(2)	10kg
	(2)漬物(缶詰め及び瓶詰めを除く)及び冷凍食品(加工した果実を凍結させ、容器に入れ又は包装したものに限り)	(2)すべて該当	質量	表(2)	5kg
	(3) (2)に掲げるもの以外の加工品	缶詰め及び瓶詰め、ジャム、マーマレード、果実バター並びに乾燥果実	質量	表(1)	5kg
7	砂糖	細工もの又は隙間なく直方体状に積み重ねて包装した角砂糖以外のもの	質量	表(1)	5kg
8	茶、コーヒー及びココアの調整品	すべて該当	質量	表(1)	5kg
9	香辛料	粉碎し、又は粉碎したもの	質量	表(1)	1kg
10	めん類	茹で麺又は蒸し麺以外のもの	質量	表(2)	5kg
11	もち、オートミールその他の穀類加工品	すべて該当	質量	表(1)	5kg

12	菓子類	(1)ビスケット類、米菓及びキャンディー(ナッツ類、クリーム、チョコレート等を挟み入れ、又は付けたものを除くものとし、1個の質量が3g未満のものに限る)	質量	表(1)	5kg
		(2)油菓子(1個の質量が3g未満のものに限る)			
		(3)水ようかん(栗、ナッツ類等を入れたものを除くとし、缶入りのものに限る)			
		(4)プリン及びゼリー(缶入りのものに限る)			
		(5)チョコレート(ナッツ類、キャンディー等を入れ、若しくは付けたもの又は細工のものを除く)			
		(6)スナック菓子(ポップコーンを除く)			
13	食肉(鯨肉を除く)並びにその冷凍加工品	すべて該当	質量	表(1)	5kg
14	はちみつ	すべて該当	質量	表(1)	5kg
15	牛乳(脱脂乳を除く)及び加工乳並びに乳製品(乳酸菌飲料を含む) (1)粉乳、バター及びチーズ	(1)すべて該当	質量	表(1)	5kg
	(2) (1)に掲げるもの以外のもの	アイスクリーム類以外のもの	質量 体積	表(1) 表(3)	5kg 5ℓ
16	魚(魚卵を含む)、貝、イカ、タコ、その他の水産動物(食用のものに限り、哺乳類を除く)並びにその冷凍品及び加工品 (1)生鮮のもの及び冷蔵したもの並びに冷凍品	(1)冷凍貝柱及び冷凍エビ	質量	表(2)	5kg
	(2)乾燥し又は燻製したもの、冷凍食品(加工した水産動物を凍結させ、容器に入れ又は包装したものに限り)及びそばろ、ミリン干し、その他の調味加工品	(2) 1.干し数の子、田作及び素干しえび 2.煮干し又は燻製したもの 3.冷凍食品(貝、イカ及びエビに限る) 4.調味加工品 (タラ、鯛のそばろ、田麩、ウニの加工品に限る)	質量	表(2)	5kg
	(3) (2)に掲げるもの以外の加工品	(3) 1.塩数の子、塩たうこ、すじこ、いくら及びキャビア 2.缶詰、魚肉ハム及び魚肉ソーセージ、節類及び削節類、塩辛製品並びにめか、かす等に漬けたもの	質量	表(1)	5kg
17	海藻及びその加工品	生鮮のもの、冷凍のもの、干し海苔又は海苔の加工品以外のもの	質量	表(2)	5kg
18	食塩、味噌、うまみ調味料、風味調味料、カレーパウダー、食用植物油、ショートニング及びマーガリン類	すべて該当	質量	表(1)	5kg
19	ソース、麺類等のつゆ、焼肉等のタレ及びスープ	すべて該当	質量 体積	表(2) 表(3)	5kg 5ℓ

20	しょうゆ及び食酢	すべて該当	体積	表(3)	5ℓ
21	調理食品 (1)即席しろこ及び即席ぜんざい	(1)すべて該当	質量	表(1)	1kg
	(2) (1)に掲げるもの以外のもの	(2)冷凍食品、干ルド食品、レトルトパウチ食品並びに缶詰及び瓶詰め	質量	表(2)	5kg
22	清涼飲料の粉末、佃煮、ふいかけ並びにごま塩、洗いごま、すりごま及び煎りごま	すべて該当	質量	表(1)	1kg
23	飲料(医療用のものを除く) (1)アルコールを含まないもの	(1)すべて該当	質量 体積	表(1) 表(3)	5kg 5ℓ
	(2)アルコールを含まないもの	(2)すべて該当	体積	表(3)	5ℓ
24	液化石油ガス	すべて該当	質量 体積	表(1) 表(3)	10kg 10ℓ
25	灯油 ※密封容器でなくても正味量表記が課せられる	すべて該当	体積	表(3)	25ℓ
26	潤滑油	すべて該当	体積	表(3)	5ℓ
27	油性塗料、ラッカー、合成樹脂塗料及びシンナー(塗料用のものに限る)	すべて該当	質量 体積	表(1) 表(3)	5kg 5ℓ
28	家庭用合成洗剤、家庭用洗淨剤及びクレンザー	すべて該当	質量 体積	表(1) 表(3)	5kg 5ℓ
29	皮革(原皮並びにワニ革、トカゲ革、ヘビ革及びカメ革を除く)	該当なし	面積	表(4)	面積25d㎡以上は2%若しくは3%